

労働保険事務組合
沖縄中小企業労働福祉協会
経営者・事業主の方も労災保険に
特別加入できます。
TEL(098)866-8489 / FAX(098)866-8496



大城労務管理事務所 TEL(098)866-8431
(社労士・行政書士部門)
㈱大城マネジメント研究所 TEL(098)866-8524
(経営士部門)
〒900-0004 那覇市銘苅1-11-12 OMCGビル2F
HP:omc-group.jp/ FAX(098)866-8496

図1 高年齢求職者給付金

算定基礎期間 (雇用保険加入期間)	支給額 (基本手当日額の)
1年未満	30日分
1年以上	50日分

受給要件

- 最低週20時間以上の所定労働時間
- 雇用保険適用期間が最低6カ月以上

法改正の背景

平成28年3月29日の参議委員会において「雇用保険等の一部を改正する法律」が可決・成立しました。これにより平成29年1月1日から、今まで65歳以降に雇用される場合には適用されなかった雇用保険が年齢に関係なく適用されることになりました。この法改正による65歳以上の高年齢者の雇用活用について解説致します。

65歳以上雇用保険適用拡大について

従来の雇用保険の役割は年金が支給される65歳までだと考えられており、65歳以降に就職する場合には雇用保険の適用はありませんでした。しかし、近年65歳以上の雇用者数、完全失業者数、ハローワークにおける65歳以上の新規求職者数、就職件数等の指標をとっても大幅に増加しているというデータがでています。また、高齢者の就職希望年齢についても半数近い者が65歳を超えても就労を希望しており、家計に関する心配や老後の収入の保証に関する高

年齢者の関心が高まっています。では企業側ではどうか。先程、ハローワークにおける65歳以上の新規求職者数、就職件数等の指標の増加を挙げていますが、これは企業側においても高年齢雇用者数のニーズが高まっています。日本の生産年齢人口は減少局面にあり、65歳以上の労働者は企業側の立場においても人手不足対応の受け皿となりつつあります。このような背景から今回65歳以上雇用保険適用拡大の法改正が行われたものと考えられます。

改正法の概要

- 雇用保険法の65歳以上で新たに雇用される者を雇用保険対象とする法改正の主な改正内容は次の5つです。
- 65歳以上被保険者名称を「高年齢被保険者」とする。(従前は「高年齢継続被保険者」)
 - 「高年齢被保険者」が失業した場合に、「高年齢求職者給付金」が支給される(給付は従来通り・図1

- 「高年齢被保険者」は教育訓練給付金の対象とする。(教育訓練を開始した日が高年齢被保険者でなくなつてから1年以内にある者を含む)。
- 「高年齢被保険者」は育児休業給付金、介護休業給付金の支援対象とする。
- 「高年齢被保険者」は職者給付金を受給する資格を持つ者(高年齢受給資格者)について、就業促進手当、移転費、求職活動支援金の支給対象とする。
- 「高年齢被保険者」は、育児休業給付金、介護休業給付金の支援対象とする。
- 「高年齢被保険者」は教育訓練給付金の対象とする。(教育訓練を開始した日が高年齢被保険者でなくなつてから1年以内にある者を含む)。

改正法の留意点

今回の法改正により65歳以降「高年齢求職者給付金」を複数回受給できる可能性がでてきました。この手当てを目的に何度か受給しようとする意識が芽生える可能性もあります。そのため一定の留意点が必要で

実務上のポイント

例えばパートタイム雇用の場合は最低週20時間の所定労働時間が雇用保険の適用要件になります。また、65歳以上の新規雇用採用者の場合雇用保険期間が最低6カ月以上でなければ雇用保険適用内であっても「高年齢受給資格」が得られないので、受給資格を得られたい求人は魅力がない求人を受け取られ人材機会の喪失に繋がります。

別の留意点としてはあくまで失業した状態でなければ「高年齢求職者給付金」は受給できないので、次の雇用が予定されている場合は受給対象者には当たりません。

また、このケースでは従業員が不正受給の認識を持たないまま不正受給してしまう可能性があります。想定されるので、次の雇用が予定されている場合は注意し、「高年齢求職者給付金」は受給できないことを明示しておくことが必要になってくるので予想されます。

※65歳以上の方は平成32年3月末までは雇用保険料免除期間となりますので、事業主様は注意して下さい。

OMCGニュースレターは、無料で送付しております。不要の場合は、送信中止の旨をお知らせ下さい。お手数ですが、その場合は、送信中止の旨をお知らせ下さい。

人事賃金に関する体系整備

- 人事関係 職務等級規程、成績評価制度
- 人事関係 人事考課制度
- 賃金関係 複数賃金表
- 経営関係 目標管理制度



㈱大城マネジメント研究所 TEL:(098)866-8524 (佐渡山・大城)

助成金のご案内

- キャリアアップ助成金(正社員化コース)
- 職場定着支援助成金(雇用管理制度助成)
- 65歳超雇用推進助成金
- ※助成金申請に必要な就業規則修正・作成行っています!
- 正社員登用規程 修正・作成
- 評価・処遇制度 修正・作成

